

議案第 4 5 号

町田市生涯学習センター条例施行規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年3月4日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市生涯学習センター条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、町田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、この規則は、令和4年(2022年)第1回市議会定例会に上程する町田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の可決が条件になります。

別紙のとおり、町田市生涯学習センター条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市生涯学習センター条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 市民大学事業を実施する施設から生涯学習センター陶芸スタジオを削ります。

(第2条関係)

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

4 補足説明

この規則は、令和4年(2022年)第1回市議会定例会に上程する町田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の可決が条件になります。

よって、当該条例が可決されたときに、この規則を速やかに公布できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、審議をいただくものです。

町田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

町田市生涯学習センター条例施行規則（平成23年12月町田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(市民大学事業)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市民大学事業は、<u>条例第5条</u>に規定する施設その他の市内の施設において実施する。</p> <p>6 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第3条 施設を使用する者は、その使用に際し、教育委員会の指示に従わなければならない。</p>	<p>(市民大学事業)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市民大学事業は、<u>条例第5条第1項</u>に規定する施設<u>及び同条第2項</u>に規定する附属施設<u>並びに</u>その他の市内の施設において実施する。</p> <p>6 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第3条 <u>施設等</u>を使用する者は、その使用に際し、教育委員会の指示に従わなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。